

高座清掃施設組合議会会議録

平成23年第2回定例会

平成23年12月27日

高座清掃施設組合議会第2回定例会会議録

平成23年12月27日（火）午後3時40分、高座清掃施設組合議会第2回定例会を海老名市役所議事堂に招集した。

1 出席議員 15名

小野 たづ子 君	池田 徳 晴 君
安藤 多恵子 君	沖永 明 久 君
松本 春 男 君	氏家 康 太 君
井上 賢 二 君	松本 正 幸 君
比留川 政 彦 君	山口 良 樹 君
増田 淳一郎 君	久保田 英 賢 君
柏木 育 子 君	奥村 正 憲 君
安齊 昭 雄 君	

2 欠席議員 なし

3 付議事件

日程5 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）

日程6 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例）

日程7 認定第1号 平成22年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程8 議案第10号 平成23年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）

4 説明のため出席した者 10名

組 合 長	内 野 優	事 務 局 長	赤 澤 真 二
副 組 合 長	笠 間 城 治 郎	事 務 次 長	加 藤 嘉 之
副 組 合 長	遠 藤 三 紀 夫	参 事 兼 総 務 課 長	芳 賀 順 一
会 計 管 理 者	片 倉 祐 司	施 設 課 長	中 村 大 義
代 表 監 査 委 員	齋 藤 昭 一	施 設 課 長 補 佐	小 野 沢 直 仁

5 出席した事務局職員 2名

総務課係長 鈴木 茂 総務課主査 丸岡 太

6 会議の状況 (午後3時40分 開会)

◎副議長（増田淳一郎君） ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達し、会議は成立いたしましたので、これより平成23年第2回高座清掃施設組合議会定例会を開会いたします。

本定例会開会に当たり、組合長より招集のあいさつをお願いいたします。内野組合長。

〔組合長（内野 優君） 登壇〕

◎組合長（内野 優君） 議員の皆様方におかれましては、年末の大変お忙しい中、平成23年第2回定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、報告事項で条例に関する一部改正について2件、平成22年度歳入歳出決算の認定について及び平成23年度一般会計補正予算（第2号）についてであります。よろしくお願ひ申し上げまして、ごあいさつといたします。

〔組合長（内野 優君） 降壇〕

◎副議長（増田淳一郎君） 組合長のあいさつが終わりましたので、これより会議を開きます。

会議に先立ち、諸般の報告をいたします。

例月出納検査及び定期監査の結果報告については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承を願います。

本日の議事日程は、お手元に配付されたとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期を本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(増田淳一郎君) ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議規則第99条の規定により、安斉昭雄議員、松本正幸議員を指名いたします。

次に、日程第3 議席の指定についてを議題といたします。議席の指定につきましては、会議規則第3条第2項の規定により指定いたします。1番小野たづ子議員、8番安斉昭雄議員、9番池田徳晴議員、11番氏家康太議員、12番松本正幸議員、13番山口良樹議員、14番久保田英賢議員、15番奥村正憲議員。以上でございます。

次に、日程第4 議長の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(増田淳一郎君) ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦とすることに決しました。お諮りいたします。指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(増田淳一郎君) ご異議なしと認めます。よって副議長において指名することに決しました。

議長に小野たづ子議員を指名いたします。お諮りいたします。ただいま副議長において指名いたしました小野たづ子議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(増田淳一郎君) ご異議なしと認めます。よって小野たづ子議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました小野たづ子議員が議場におられますので、本席から会議規則第26条による当選の告知をいたします。

それでは、議長に当選されました小野たづ子議員に就任のごあいさつをお願いいたします。

〔議長（小野たづ子君） 登壇〕

◎議長（小野たづ子君） ただいま皆様方のご支援により議長にご推薦をいただきまして、私にとりましては身に余る光栄と存じます。心から厚く御礼を申し上げます。もとより微力な私ではございますが、議員皆様方並びに理事者の皆様方のご協力をいただきながら、公平公正かつ円滑な議会運営が進行されますよう、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、議長就任のあいさつとさせていただきます。

〔議長（小野たづ子君） 降壇〕

◎副議長（増田淳一郎君） ありがとうございます。

以上をもちまして、私の議長の代理としての職務は終わりましたので、議長と交代いたします。

小野議長、議長席にお着き願います。

◎議長（小野たづ子君） それでは、組合長より本定例会に上程される議案の一括説明を求めます。組合長。

〔組合長（内野 優君） 登壇〕

◎組合長（内野 優君） 本日ご提案申し上げます案件につきまして、一括してご説明申し上げます。

初めに、日程第5 報告第3号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び日程第6 報告第4号 高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の2件について、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めらるものでございます。

以上2件の詳細につきましては事務次長から説明いたします。

次に、日程第7 認定第1号 平成22年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入につきましては、予算現額36億4,612万7,000円に対し、収入済額36億4,967万5,000円でございます。歳出につきましては、予算現額36億4,612万7,000円に対し、支出済額32億9,106万9,000円で、歳入歳出差引額は3億5,860万6,000円でございます。このうち翌年度へ繰り越しすべき財源は629万1,000円でございます。したがって、実質収支額は3億5,231万5,000円で、基金繰入額がありませんので、実質収支額に翌年度へ繰り越しすべき財源を合わせた3億5,860万6,000円が実質繰越額となります。この決算につきましては、去る11月29日に監査委員の方々から審査意見書をいただいております。

次に、日程第8 議案第10号 平成23年度高座清掃施設組合一般会計補正予算(第2号) についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,388万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億6,946万6,000円にするものでございます。歳入につきましては、分担金及び負担金、国庫補助金の減、繰越金の増をお願いするものでございます。歳出につきましては、総務費及び衛生費の減、予備費の増でございます。継続費につきましては、施設更新計画業務に関する補正でございます。

以上2件の詳細につきましては事務局長からご説明いたします。

以上よろしくご審議のほどお願い申し上げます、一括説明を終わります。

〔組合長(内野 優君) 降壇〕

◎議長(小野たづ子君) 組合長の一括説明が終わりましたので、日程を継続いたします。

日程第5 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例)を議題といたします。

事務次長の説明を求めます。事務次長。

◎事務次長(加藤嘉之君) それでは、ご説明をいたします。報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例)でございます。

議案書の3ページをお開きください。提案理由につきましては、人事院勧告(平成23年9月30日付)及び神奈川県人事委員会の勧告(同年10月19日付)に鑑

み、所要の改正を行うためでございます。

4ページは専決処分書でございます。今回の条例改正は、本組合におきましても人事院勧告等を尊重する基本姿勢のもと、国、県に準じた改正を行うこととしたもので、平成23年12月1日を施行期日とするために、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、平成23年11月29日付をもって専決処分させていただいたものでございます。

条例の改正内容でございますが、議案書の5ページをお開きいただきたいと存じます。本改正条例は2条で構成されておりまして、まず第1条でございますが、高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。人事院勧告に従って、40歳代以上の中高齢層の職員を対象に、平均約0.23%の給与月額を引き下げを行うため、議案書の6ページから11ページの別表第1の給料表のとおり改正するものでございます。

次に、第2条は高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。給与構造改革により、平成18年4月1日から行政職給料表適用職員で平均4.8%の給料月額の引き下げを行っておりますが、激減を緩和する経過措置といたしまして平成18年3月31日現在の給料を保障しております。この現給給料を保障されている職員のうち今回の給与改定により給料月額がマイナス改定される者について、附則第5条第1項で規定される現給保障額を、平成18年3月31日現在の給与に対して、昨年の100分の99.59からさらに100分の99.1に引き下げるものでございます。

附則でございますが、第1項は施行期日でございます。この条例は平成23年12月1日から施行することといたしたいものでございます。

次に、第2項は、平成23年12月期に支給する期末手当に関する特例措置を定めるものでございます。今年の給与改定はマイナス改定でございますが、民間給与と比較し年収額での均衡を図る必要がございますので、給料月額がマイナス改定となる職員について、平成23年12月期に支給する期末手当から時間外勤務手当や特殊勤務手当などの実績手当を除く4月の給料月額に100分の0.37を乗じた額、この条例の施行期日までの4月から11月の経過月数である8を乗じて得た額及び平成23年6月期に支給した期末手当、勤勉手当に100分の0.37を乗じて得た額を差し引き、調整を行うこととするものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

◎議長（小野たづ子君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（小野たづ子君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（小野たづ子君） ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。松本議員。

◎（松本春男君） 綾瀬市議会議員の松本春男です。報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）に反対の討論を行います。

今回の一般職給与の減額は、人事院勧告で公務と民間企業の給与比較調査で民間企業を上回ったとの理由で給与減額条例が行われました。しかし、民間企業の給与体系は、企業利益での増減よりも、中小企業の多くは公務員給与など社会的な動向で判断が行われています。公務員給与が下がれば民間中小企業の給料がさらに減らされ、さらに非正規労働者の増加への切り替えが進み、国民全体の将来不安をさらに強め、購買力低下による国内の需要をさらに冷え込ませることで、長く続く経済不況をより一層長引かせる大きな要因となります。下請や従業員への支払いは減らしても大企業の内部留保は十分にあります。国が責任を持って、消費者である下請や従業員が給与を安心して消費に回せるような取り組みが必要であることを指摘して、今回の専決処分に反対の討論といたします。

◎議長（小野たづ子君） 次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（小野たづ子君） 次に、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（小野たづ子君） 無いようでございます。討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本件を報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（小野たづ子君） 挙手多数であります。よって報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）は承認することに決しました。

次に、日程第6 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

事務次長の説明を求めます。事務次長。

◎事務次長（加藤嘉之君） それでは、ご説明いたします。報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例）でございます。

議案書の14ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましては、人事院勧告（平成23年9月30日付）及び神奈川県人事委員会の勧告（同年10月19日付）に鑑み、所要の改正を行うためでございます。

15ページは専決処分書でございます。今回の条例改正は、本組合におきましても人事院勧告等を尊重する基本姿勢のもと、国、県に準じた改正を行うこととしたもので、平成23年12月1日を施行期日とするため、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、平成23年11月29日付をもって専決処分させていただいたものでございます。

条例の改正内容でございますが、議案書の16ページでございます。第7条第1項は、給与の特例として特定任期付職員の給料表を規定しておりますが、この給料表の4号給から7号給までを改正するもので、現在の額から、4号給は2,000円、5及び6号給は3,000円、7号給については4,000円引き下げ、記載している表のとおり改めるものでございます。

17ページの新旧対照表をご参照いただきたいと存じます。附則でございますが、この条例は平成23年12月1日から施行いたしたいものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、よろしくご審議を賜り、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

◎議長（小野たづ子君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（小野たづ子君） 無いようでございます。質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（小野たづ子君） ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（小野たづ子君） 次に、賛成意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（小野たづ子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本件を報告のとおり承認するに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長（小野たづ子君） 挙手全員であります。報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例）は承認することに決しました。

次に、日程第7 認定第1号 平成22年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（赤澤真二君） それでは、認定第1号 平成22年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

決算書の2、3ページをお開きいただきたいと存じます。最初に歳入でございますが、主に収入済額でご説明させていただきます。

1款分担金及び負担金でございますが、収入済額が30億2,959万2,000円、2款使用料及び手数料は3億1,566万8,358円、3款繰越金は2億9,625万3,477円、4款諸収入は597万1,770円、6款国庫支出金は219万円で、収入済額合計は36億4,967万5,605円でございます。不納欠損額及び収入未済額はともにございません。

次に4、5ページ、歳出でございますが、これも支出済額でご説明させていただきます。

1 款議会費は111万5,245円、2 款総務費は3 億2,192万9,875円、3 款民生費は2,627万8,132円、4 款衛生費は25億7,230万9,160円、5 款教育費は1 億1,721万7,331円、6 款公債費は2 億5,221万9,739円、7 款予備費の支出はございません。支出済額合計は32億9,106万9,482円で、翌年度繰越額は629万1,245円でございます。

次に、事項別明細書を説明させていただきます。

8、9 ページをお開きいただきたいと存じます。まず歳入ですが、これも収入済額の金額に基づいてご説明をいたします。

1 款分担金及び負担金 1 項分担金は30億2,959万2,000円でございます。この内訳は、1 節運営費等分担金は、海老名市が36.28%の10億8,814万9,000円、綾瀬市が負担率28.14%の8 億4,406万3,000円、座間市が35.58%の10億6,738万円でございます。3 節人件費等分担金は各市ともに1,000万円でございます。

2 款使用料及び手数料でございますが、1 項使用料の34万688円は温水プールの販売機等行政財産使用料として、2 項手数料の3 億1,532万7,670円は事業系廃棄物処理量が前年度比6.84%減となった1 万3,164 t の処理手数料ですが、7 月から1 k gにつき21円を25円に増額したことにより、前年度比6.3%、1,856万690円の増となっております。

3 款繰越金 1 項繰越金は2 億9,625万3,477円で、純繰越金でございます。10、11ページになりますが、内訳ですが、純繰越金が2 億8,816万8,477円、敷地確認業務、施設整備基本構想業務の繰越明許費繰越額で808万5,000円でございます。

4 款諸収入 1 項組合預金利子は94万7,031円、2 項雑入は502万4,739円で、会社保険事務手数料、廃品売上代等のほか、平塚市のし尿受け入れに伴い一般廃棄物処理手数料が新たに加わりました。

6 款国庫支出金 1 項衛生費国庫補助金は219万円で、平成22年12月3日の豪雨により施設の一部が冠水したことに伴う復旧費に対する補助金でございます。

12、13ページになりますが、歳入合計の収入済額は36億4,967万5,605円でございます。

14、15ページから歳出になります。これも支出済額でご説明させていただきます。

1 款議会費ですが、対前年度比4.9%減の111万5,245円で、支出の主なもの

は、議員報酬、速記事務、議員視察の自動車借料等でございます。

2款総務費は、対前年度比36.5%増の3億2,192万9,875円で、この大幅に増加した理由といたしましては、借地料3,400万円について4款から2款へ科目移動したことのほか、新規項目として派遣職員3名分に係る三市への交付金の増によるものでございます。

1項総務管理費は3億2,182万7,875円で、1目一般管理費は対前年度比39.1%増の2億6,795万9,928円でございます。支出の主なものは、特別職と職員14名分の給料、16、17ページに移って、職員手当、共済費で合計1億2,753万4,107円でございます。18、19ページに移って13節委託料では、職員健康診断等に343万8,477円、14節使用料及び賃借料では、最終処分場の借地料等で3,440万4,131円、19節負担金、補助及び交付金では地元団体への負担金等、20、21ページになりますが、地元団体等への補助金、三市への交付金で1億104万4,172円でございます。

2目財政管理費は、対前年度比4.6%減の3,145万1,892円でございます。主なものは、11節需用費で施設修繕、消耗品等に366万3,592円、22、23ページに移りまして13節委託料で施設清掃、警備等に1,687万8,785円、14節使用料及び賃借料は電算機借料等で889万8,002円でございます。

3目企画費は、対前年度比122.2%増の2,241万6,055円で、主なものは、13節委託料では施設更新計画策定業務等で2,191万3,395円、継続費通次繰り越しが613万3,850円でございます。

次に24、25ページですが、2項監査委員費は、対前年度比5.6%増の10万2,000円でございます。

3款民生費1項社会福祉費でございますが、対前年度比7.6%増の2,627万8,132円でございます。11節需用費では施設修繕等で169万3,758円、13節委託料では本郷老人福祉センター指定管理料等で2,114万5,320円でございます。26、27ページになりますが、15節工事請負費では階段昇降機設置工事等で312万8,405円でございます。

4款衛生費でございますが、対前年度比3%減の25億7,230万9,160円でございます。

1項清掃費1目清掃総務費は対前年度比12.7%増の8億3,973万5,825円で、支

出の主なものは、職員77名分の給料、職員手当、28、29ページに移りまして、共済費の合計7億799万1,173円、11節需用費は塵芥処理費から科目移動した光熱水費、作業用消耗品等で1億1,414万8,297円、14節使用料及び賃借料は同じく科目移動した下水道使用料ほかで711万3,008円でございます。

30、31ページになりますが、2目塵芥処理費は対前年度比10%減の16億4,473万2,272円でございます。支出の主なものは、11節需用費が薬品等の消耗品費、施設修繕費等で10億1,154万5,862円、32、33ページに移りまして、13節委託料が焼却灰等処分の一般廃棄物処理、処理困難物処分等で6億1,089万9,135円です。なお、東日本大震災の影響により、各種分析業務において検体採取日を変更したことによる15万7,395円を事故繰り越ししております。14節使用料及び賃借料は自動車借料等で1,983万5,550円でございます。

3目し尿処理費ですが、対前年度比12%増の8,784万1,063円でございます。主な支出は、11節需用費が施設修繕費、薬品等の消耗品費で5,424万1,603円、34、35ページに移りまして、13節委託料は震災に伴う藤沢市へのし尿処理委託の一般廃棄物処理、し尿処理施設維持管理業務の委託で3,359万9,460円でございます。

次に、5款教育費1項保健体育費1目体育施設費は、対前年度比6.4%減の1億1,721万7,331円でございます。支出の主なものは、11節需用費が燃料費、施設修繕費で2,699万9,931円、13節委託料が屋内温水プール指定管理料等で8,553万1,320円、15節工事請負費が施設改修工事で444万1,500円でございます。

次に、6款公債費は前年度比20.1%減の2億5,221万9,739円で、元金、利子の償還でございます。償還先は、国が5件、郵政公社が1件、県が1件で、平成10年度、11年度に行った排ガス高度処理事業に係る返済は21年度で終了しております。

次に36、37ページになりますが、7款予備費につきましては支出はございません。

支出済額の合計は32億9,106万9,482円、翌年度繰越額で継続費遞次繰り越しが613万3,850円、事故繰り越しが15万7,395円、不用額は3億4,876万6,273円でございます。

次に38ページの実質収支に関する調書でございます。歳入総額が36億4,967万5,000円、歳出総額が32億9,106万9,000円、歳入歳出差引額が3億5,860万6,000

円でございます。このうち翌年度へ繰り越すべき財源として継続費遞次繰越額が613万4,000円、事故繰越繰越額が15万7,000円、合計が629万1,000円、実質収支額は3億5,231万5,000円で、基金への繰入額はございません。

40、41ページをお開きください。公有財産に関する調書でございます。土地の面積におきまして、清掃処理場の内のごみ処理施設が0.68㎡、本郷老人福祉センターが3.78㎡、合計4.46㎡の増となっております。建物は増減がございません。

42ページをお開きください。物品に関する調書でございます。ショベルローダーが1台減、温水プールに設置してあった健康器具が2台減で、合計3台の減となっております。

以上、大変雑駁な説明ですが、よろしくご審議を賜り、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

◎議長（小野たづ子君） 本決算については監査委員の審査を受けておりますので、代表監査委員より審査結果について総括的なご報告を願います。代表監査委員。

〔代表監査委員（齋藤昭一君） 登壇〕

◎代表監査委員（齋藤昭一君） 監査委員の齋藤でございます。私、座間市の代表監査委員をしております。

当清掃施設組合の平成22年度の一般会計につきましては、比留川監査委員と2人で監査をいたしました。監査結果につきましては、皆様に既にお配りしてあります決算内容を分析した決算審査意見書をご覧になっていると思いますので、結論だけ申し上げたいと思います。監査の結果につきましては、歳入歳出決算書と附属明細書は正確に作成されております。また、予算の執行は全般的に適正に行われているものと認めました。

以上、簡単でございますが、報告申し上げます。

〔代表監査委員（齋藤昭一君） 降壇〕

◎議長（小野たづ子君） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。松本議員。

◎（松本正幸君） 松本です。ちょっと質問があるんですけども、23ページを開いてください。この14節使用料及び賃借料なんですけれども、複写機借料147万2,030円なんですけれども、これは何台ぐらいの値段でしょうか、ちょっと聞かせ

てください。

◎議長（小野たづ子君） 総務課長。

◎総務課長（芳賀順一君） 現行複写機につきましてはゼロックスさんから1台お借りしてございます。以上でございます。

◎議長（小野たづ子君） 松本議員。

◎（松本正幸君） ここ海老名市役所で今61台リースしているそうです。その大体の金額が2,414万9,368円。1台のリース料が約40万円程度なんですけれども、これは1台ではちょっと高過ぎるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺いかがですか。

◎議長（小野たづ子君） 総務課長。

◎総務課長（芳賀順一君） リース料のほか、使用枚数についての課金で総合的な金額になってございます。

◎議長（小野たづ子君） 松本議員。

◎（松本正幸君） ちょっとわからないんですけれども、コピーの単体じゃないんですか。ちょっとわからないんですけれども、すみません。

◎議長（小野たづ子君） 総務課長。

◎総務課長（芳賀順一君） 1枚当たり8円というような課金で、機器のリースのほかに枚数による課金がございます。以上でございます。

◎議長（小野たづ子君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。沖永議員。

◎（沖永明久君） 大きく3項目ほどお聞きをしたいと思います。1つが、事項別明細書の21ページの総務費の海老名市への交付金についてであります。組合長はご記憶にあるかと思うんですが、以前この海老名市への交付金について、どういった根拠に基づいたものかということで、当時は、この施設組合ができたばかりのときに、三市のいわば口約束という形で海老名市へ交付金が支出をされていたわけですが、その指摘、要するに根拠となるべきものが必要ではないかということで、これは平成17年か18年ぐらいだったと思いますけれども、新たに三市の協定が結ばれて、いわば海老名市への交付金の根拠づけがされました。

記憶によると、この海老名市への交付金というのは、このほとんどが海老名市への固定資産税相当額ということと、あと派遣職員の人件費、あるいは当時はた

しか電算のシステムの使用料も入っていたかと思うんですが、改めてもう1度、この海老名市への交付金についてはその内訳、固定資産税相当額が幾らになっているのか。あるいは今回から人件費に関しては、それぞれ三市が派遣しておりますので、いわゆる1,000万円行ってこいの関係といいますか、それぞれ三市が負担をし、さらに施設組合から1,000万円という形で行ってこいの関係で歳入歳出が行われていますけれども、残りの人件費等も含まれているのかどうか、そこをまず明らかにしていただきたいというふうに思います。

次に、ページでいいますと23ページの企画費の委託料に関してであります、この中での施設更新計画の委託料、これは後ほど提案されます補正のほうとダブることになります、ここで質疑をしておきたいというふうに思いますが、この年度の計画策定の業務委託に関しての進捗状況についてです。それと後ほどの補正の説明のところと絡むんですけれども、今回、補正額を減額されていると思えますけれども、こういった項目で減額が行われたのか、その点についてお示しいただきたいと思えます。

次に3点目として、今度は教育費ですね。ページでいえば34、35ページ。この中の高座施設組合屋内温水プール指定管理料についてでありますけれども、たしかこの年度でしたっけ、海老名市のほうの学校プールではなくて温水プールを使うということで、この高座清掃施設組合のプールを使用されているかと思うんですが、この海老名市の学校が使用する場合、一般客との関係というのはどういふふうになるのかということが少し心配されるんですけれども、その点についてご説明をまずいただきたいと思えます。とりあえず大きく3点です。

◎議長（小野たづ子君） 事務局長。

◎事務局長（赤澤真二君） それでは私のほうから海老名市への交付金の根拠関係を説明させていただきまして、2番、3番の問題につきましては総務課長のほうから説明させていただきます。

まず、海老名市の交付金でございますけれども、ご指摘のありましたような協定書を結んでございます。その中で固定資産税相当額、それから今高座で行っております会計事務だとか検査事務、それから設計業務関係で海老名市の職員に応援をいただいております。海老名市のほうでは併任辞令ということで出させていただいて、高座の事務を行ってもらっているということで、その2本立てで大きく

支払いしてございます。金額ベースでいきますと、今年度、こちらでは6,600万円ほどございますが、固定資産税相当額で大体4,600万円、人件費の負担額ということでおおむね2,000万円程度というような状況になってございます。以上でございます。

◎議長（小野たづ子君） 総務課長。

◎総務課長（芳賀順一君） 続きまして、し尿処理施設に係ります委託の関係でございますが、まず減額の理由といたしましては、入札による結果でございます。

続きまして進捗状況でございます。22年、23年と継続費で組ませていただいておりますが、契約相手が日本環境衛生センター。こちらのほうで、し尿に関しまし基本計画、人口でありますとか搬入量、これらにつきましてまず将来推計を出しました。続きまして23年度、まず4月に防衛省への予算要求用ということで概算要求を行ってございます。その際に使用いたします仕様書、こちらのほうにつきましては各機器の能力については出してございません。私どものほうに必要な48kℓに対しての日量に対しての基本設計になります。ここで10月に、さらにこの技術についての各社の技量の審査をするということで、技術提案書というものの仕様書を策定させていただいております。こちらのほうにつきましては、各機器の能力について細かく規定をしてございます。12月8日にそれらのものが提出になってございます。今のところその中で、仕様書につきましては、今後出されました技術提案書に基づきまして、さらに細部についての確定を行う予定でございます。

3番、温水プールでございます。温水プールにつきましては、海老名市内からは4校のご利用がございます。これにつきまして、プールのほうでは休館日に対応させていただいております。その際につきましては、プールに関する規則、条例につきまして17条で組合長に承認をいただいた上で休館日を小学校の学校教育のほうに充てさせていただいております。22年度の利用では4校で2,263名の利用がございます。また、綾瀬市さんにおきましては、私どものほうの焼却施設に社会教育ということで見えられております。その際に帰りにプールをご利用なさっているという実例がございます。それは平日で一般開放されているときに行ったもので、2コースを指定させていただいて、そこでプールのほうのご利用

をしていただいております。そちらのほうで65名の利用になってございます。以上でございます。

◎議長（小野たづ子君） 沖永議員。

◎（沖永明久君） まず、海老名市の交付金のほうなんです、固定資産税評価相当額4,600万円と、あと会計事務と検査事務で約2,000万円程度ということなんですけれども、ちょっと議論を組合長も思い出していただきたいと思うんですけれども、その際に私が言いましたのは、通常、公共施設というのは固定資産税がかからないですよ。ただし、座間市とか基地が所在する場合には、いわゆる基地交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金という形になります。でも、これは固定資産税相当額ではないんですね。多分綾瀬市さんもそうだと思うんですけれども、座間市のほうでいいましても、大体5億円、6億円の評価額に対して2億円ぐらいですから3分の1程度。もう1つ、公共施設の場合に言えば、県の施設や国の施設がある場合に、もちろんここは固定資産税はかかりませんが、名称はちょっと忘れちゃったけれども、国有資産に関して法律に基づいて、固定資産税相当額まではいきませんが、交付金が交付されています。それからいくと、座間市にある県の施設だとか国の施設でいきますと大体6分の1ぐらいなんですね。前に質疑をしたときは、なぜこれが固定資産税相当額という満額で支出をされているのかという話で、そのとき組合長のほうは、長年、最初に高座清掃施設組合を結成した当初から迷惑施設ということで、ある意味で迷惑料的なものというふうな見解を示されたのを私も覚えているんです。

今回私が質疑をしたのは、すぐにといいことではないんですが、この交付金のあり方自身も、今度施設更新を行いますよね。組合長もかねがね言われているとおり、今度の施設に関しては、いわゆる迷惑施設にはしたくないと。ある意味で地元の皆さんにご理解をいただけるような、周辺環境も含めて快適な施設にしたいんだということをおっしゃられているわけなんですね。そういった点からすると、歴史的な経過としては、迷惑料的なこういった交付金の支出ということがあったのかもしれませんが、今後に関しては、今、組合長を含めて、副組合長も含めて更新を目指そうとしているところからするならば、これはそういった概念がもう通用しなくなるのではないかなというふうに思うわけなんですね。

そういった点から、いろんな形での地元対策に関しては高座清掃施設組合として支出をするということは妥当でしょうし、例えば、じゃ、搬入路になるようなところの公道、これは海老名市の公道ですから海老名市で整備をする、そのためのものだという論理もある程度なり立つのかもしれないんですが、ただ、これは特定財源じゃないですから、一般財源として歳入をされていますから、使途に関しては海老名市側で特定をされていないですよ。そういったところからすると、なるべくこういった面での透明性を確保していくというところからすれば、今後新たな施設更新に当たっては、こういった固定資産税相当額というあり方を改めていく必要があるんじゃないか。あるいは地元の対策を行うということなら三市共同で行っていくべきなんではないかというところをはっきり今後の方向性として打ち出していくべきではないかなと思う次第ですが、できれば組合長を含めてご見解をいただきたいというふうに思います。

次に、施設更新計画なんですけれども、ちょっと私、間違えていました。これは、し尿施設のほうの更新計画の委託。私の念頭にあったのは、多分その次の基本構想業務になるんでしょうか。お聞きしたかったのは、次の補正との関係からすると、そちらのほうの施設更新に関して、後ほどまた提案されますけれども、どういった点が減額にされたのか、その理由も含めて改めてお聞きをしておきたいと思います。大変失礼しました。

次に教育費のほうの温水プールについてなんですけど、懸念をしていましたのは、要するに一般の方々と学校使用の場合に関してかち合った場合にどうするのかなということ率直に思っていたんですが、休館日という話なんです。確かに高座の組合の温水プール条例で休館日を定めていますよね。休館日を定めた上で「組合長は、必要があると認めるときは、休館日を変更し」とあります。あるいはその次の項目に「指定管理者は、必要があると認めるときは」とあります。これはどちらの判断なんですか。指定管理者が必要があるときということで組合長の承認を得て使用しているのか、それとも組合長が必要があると認めるということをやっているのか。

あとそうすると、休館日ということからすると、最低限、指定管理者に委託をしているところの従業員も出勤しなければならなくなりますよね。その場合、この休館日というのは振り替えになるのかどうか。あるいは、その指定管理の仕様

書の中でその関係はどのようなふうに整理をされているのか。その点について伺いたいというふうに思うんです。

私自身は、利用に関しては、確かにこれは施行規則のほうで定められているんですが、施行規則のほうで団体利用というのがありますから、平日にそちらの対応をしているのかなと思ったんですが、今おっしゃっている点からいけば休館日にあえてやっていると。条例で休館日を定めているわけですから、基本的な原則的にはこの条例を優先すべきこと。確かにただし書きの部分があるんですけども、その辺について、このプールの運用についてはどのようなふうにお考えなのか、改めてお聞きをしておきたいと思います。

◎議長（小野たづ子君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） まず1点目の交付金の関係ですけれども、当時を振り返ってみないとわかりませんが、今後、迷惑施設の基本的な考え方、交付金のあり方というのは、更新が地元で理解され、納得されて始まったときにはこの交付金の問題というのは議論があろうというふうに思います。

もう1つ言えることは、私どもと一緒に大和斎場もそうになっています。座間のほうに入っていますので、一部事務組合の関係でいくと、人件費は人件費で明確ですけれども、この交付金の扱いというのは、そういった部分では一定の整理は必要ではないかなというふうに思っていますけれども、逆に言えば、私どもの市道については相当、あの地域については整備をしています。それじゃ高座清掃施設組合でうちの市道を整備できるかというところではできません。そういった面で、いろいろ総合的にいくと、いわゆる実費を負担金でもらったほうがいいのか悪いのかいろいろありますけれども、これは難しいところがあるというふうに思いますけれども、一定の整理をさせていただきたいというふうに思っています。

プールについては課長から、よろしく願いいたします。

◎議長（小野たづ子君） 総務課長。

◎総務課長（芳賀順一君） 先ほどの企画費の関係とプールとあわせてご回答をさせていただきます。まず1点、プールのほうの使用の状況でございますが、これにつきましては組合長の決裁をいただいた上で変更させていただいてございます。続きまして、費用につきましては、指定管理者と海老名市さんとの間で契約を結んだ上で、それにかかります費用についてお支払いをいただいているという

ことでございます。

続きまして企画費、し尿処理の建設に関してでございますが、これにつきましてはプロポーザル方式によりまして3社が参加をして、それによって減額をしたものでございます。以上でございます。

◎議長（小野たづ子君） 沖永議員。

◎（沖永明久君） 交付金の関係に関しては、少しこの時期でご検討をいただければというふうには思います。やはり今後の施設更新ということを考えていくなれば、どの地で更新をするに当たっても、そういった施設の充実も含めてやっていこうという話ですし、負担に関してはそれを三市が相応に負担をしていくということが必要だろうと。もし地元対策を行うならば、そういった点から、交付金に関しては一般財源として支出することに関しては見直しを含めてぜひご検討いただきたいというふうに思います。

次に、炉の更新の施設更新計画に関してなんですが、お聞きをしていたのは、どういった点が減額をしたという減額の中身についてお聞きをしていましたので、今ここであれでしたら、じゃ、改めてまた補正の際にお聞きをするようにいたします。

次はプールのほうなんですけれども、先ほどそれもちよっとお答えになっていないんですが、休館日をどういうふうにしているんですかと。ほかに休館日を振り替えているのか、振り替えていないとすると、そこに関していうと、指定管理も含めてそこは想定されていなかったと思うんですよね。その場合、最低限でも従業員が出勤しなきゃいけないですよ。それからすると指定管理の中身と仕様書とは違った形になってくると思うので、その辺をどういうふうに整理されているのかということをお明らかにしていただきたい。振りかえをしているなら振りかえですし。

あと、今、組合長の決裁とおっしゃったのですが、私が聞いたのは、組合長が必要であると認めた場合のいわゆる17条の2項に適用することなのか、17条の3項のほうに関しては指定管理者が必要であると認めたということで、どちらなのかということをお聞きしたわけなんです。いずれにしても組合長の承認を得なければ使用ができないわけですから決裁を受けるのは当たり前話であって、これは組合長側から必要があると認めたのか、それとも指定管理者側からのことなの

か、その辺のところを整理していただきたいというふうに思っています。そうしないと、結局、条例上で定められた休館日が変更されるということに関しては指定管理に関しても影響が出てくることですから、その辺をどういうふうに処理をしているのか、お答えをいただきたいと思います。

◎議長（小野たづ子君） 総務課長。

◎総務課長（芳賀順一君） まず第1点目の休館日の振り替えについてでございますが、それにつきましては振り替え等はしてございません。指定管理者のほうの職員でローテーションの中で対応しているというお話を聞いております。

続いて条例のどの部分ということでございますが、これについては、あくまでも契約の主体は指定管理者と海老名市さんの間でやらせていただいております。それに伴いまして私どものほうで承認をとるといような形態をとっております。以上でございます。

◎議長（小野たづ子君） ほかに質疑ございませんか。松本議員。

◎（松本春男君） 綾瀬市の松本です。先ほどの複写機、事前の説明会で、局長、次長、芳賀さん、中村さん、鈴木さん、5人で見えまして、そのときに複写機147万円、これは複写機2台とうちは説明を受けているんですよ。それも1枚当たり3.67円と私もメモしていたんですよ。今日になったら8円で1台。事前の説明会ともし違うんだったら、それもすらっと答えられるんだったら、説明と違うということ、綾瀬市で説明したときは違いましたと、やっぱりそれはやっていただかないと、うちらは事務局の話というのは信じちゃうんですよ、うそはつかないと。そんな倍も違うというのを急に本会議で言われたらこちらも困っちゃうものですから、まずそれ。1つは、やっぱり事前説明会と違った場合は、議員に本会議前に言って欲しいということ。

これはリースでやっているでしょうから今すぐどうのこうのとできないだろうけれども、あともう1つは、これの見直し時期はいつなのか。複写機のリースと紙代はやっぱり分けるということの説明しないと何が何かわからない状況だと。もし余りにもひどいんだったら逆に印刷機でやるとか、そのあたりの考え方をちょっと聞きます。

それから数字のところですけども、在庫の器具、最後のページのほうでショベルローダーが2台が1台になると、作業が幾つか分かれていて、そのあたりの

問題はないのかというのと、あと健康器具は2台ともなくなっているんですけども、そのあたりの状況はどういうふうに考えているか。

ついでなんですけれども、19ページのAEDが10万円なんですけれども、これは何台なのか。今AEDだったら30万円か40万円だと、台数が少ないんだったらリースじゃなくて、逆に購入したほうが得かなと思うので、そのあたりの状況。

それから、今、放射能問題がかなりあるんですけれども、高座清掃施設組合のバグフィルターで放射能は集塵できるのか。私はできないのではないかと思うんですけれども、そのあたりの状況をちょっとお聞きします。

◎議長（小野たづ子君） 審議の途中ですが、お諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（小野たづ子君） ご異議なしと認めます。よって本日の会議時間を延長することにいたします。総務課長。

◎総務課長（芳賀順一君） 大変申し訳ございません、先ほどの複写機についてご訂正をさせていただきます。2台でございます。申し訳ありません。これにつきましては機械の維持管理料、プリント料金ということで、黒とカラー、このような価格構成になってございます。大変失礼いたしました。

◎議長（小野たづ子君） 施設課長。

◎施設課長（中村大義君） 放射能の関係なんですけれども、バグフィルターの場合、99.9%集塵できます。以上です。

◎議長（小野たづ子君） 事務局長。

◎事務局長（赤澤真二君） まず備品関係の減の部分なんですけれども、ショベルローダーにつきましては、今後リース案件ということで、高座のほうで持たないということでリースに切り替えているために減になってございます。

また、健康器具につきましては、今度は指定管理者のほうで購入ということで整理させていただきました。これは壊れたということで破棄、減になってございます。

それからAEDの10万円のリース料ということなんですけれども、AEDにつきましては、現在リースが2台、購入が2台ということで、組合のほうで配置してご

ざいます。やはり途中の点検だとか、また消耗品の補充だとか、いろいろ考えますと、どちらがいいのかなというのがなかなか難しいところもございますので、現状ではこういうふうな形で整理させていただいているということでご理解いただきたいと思います。

◎議長（小野たづ子君） 松本議員。

◎（松本春男君） 備品等の説明はわかりました。複写機が結局また2台に戻っちゃったんですけれども、私が質問するのは、147万円をどういうふうにしたら本当にペイするのかということで、5年のリースでやっていると思うので、リースの期間がいつごろ切れて、そのあたりの見直し。やっぱりうちらが納得できる状況。正直言って今、半分納得しているんですけれども、半分、今やってもしようがないかなと思うので、そのリースの更新時期に合わせてお聞きしたいんですけれども、いつごろを想定してその見直しを考えるのかどうか。

◎議長（小野たづ子君） 総務課長。

◎総務課長（芳賀順一君） まず料金についてでございますが、機械維持料金ということで、2,100円掛ける2台掛ける12カ月、5万400円でございます。そのほかプリント料金として黒色で3,675円掛ける16万2,894枚で59万8,621円、プリント料金でカラーということで36,75円掛ける2万2,395枚ということで82万3,009円でございます。大変申し訳ございません、リースの期間については、ちょっと後ほどご回答させていただければと思います。

◎議長（小野たづ子君） 松本議員。

◎（松本春男君） リースのほうは今ではなくて、要するに高いお金ですから、それが本当に妥当に使われているというところを正確に出していただきたいと要望しておきます。

それから、バグフィルターのほうで放射能を99.6%と。私がいろいろな話をあちこちで聞く限り、そこまでできないと思うんですけれども、その根拠というか、どこが検査した状況を言われているのか。一般的には、このバグフィルターでは、放射能の場合、ほとんど通っちゃうという状況。普通考えたらそうなんですよ。99.6%なんて、どこの根拠でやられているのか。私はそれを、とてもじゃないけれども綾瀬市民に、高座でこう聞きましたとはちょっと言えないもので、一般的にバグフィルターはほとんど放射能関係は通っちゃうと思うんですけれど

も、逆にその根拠。これが最後にしますから、どういうところの状況で……。本会議で出たというのは議事録も出て対外的に使われるもので、その根拠。一般的に議員さん皆さんもほとんど信じられていない状況なものですから、それだけ聞きます。

◎議長（小野たづ子君） 施設課長。

◎施設課長（中村大義君） 放射能の関係ですけれども、環境省のほうから出ていまして、バグフィルターの場合は今言ったように99.9%まで取れるという形で出ているので、それを今発表したことであって、よろしく願いいたします。

◎議長（小野たづ子君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（小野たづ子君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（小野たづ子君） ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（小野たづ子君） 次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（小野たづ子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり認定するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（小野たづ子君） 挙手全員であります。よって認定第1号 平成22年度高座清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定については原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第8 議案第10号 平成23年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（赤澤真二君） それでは、議案第10号 平成23年度高座清掃施設組

合一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,388万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億6,946万6,000円とするものです。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条、継続費の補正でございますが、継続費の変更は、第2表継続費補正によるものでございます。

2ページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正の歳入でございます。各款項の補正額とその主な内容についてご説明させていただきます。

1款分担金及び負担金1項分担金は702万3,000円の減、3款国庫支出金1項国庫補助金は140万7,000円の減、4款繰越金1項繰越金は1億231万4,000円の増でございます。歳入合計の補正額は9,388万4,000円の増でございます。

3ページの歳出でございます。2款総務費1項総務管理費は1,061万2,000円の減、4款衛生費1項清掃費は1,030万円の減、7款予備費1項予備費は1億1,479万6,000円の増でございます。歳出合計の補正額は9,388万4,000円の増でございます。

4ページをごらんください。第2表継続費補正でございますが、2款総務費1項総務管理費の上段、施設更新計画業務は、業務の進捗状況に伴い継続費の総額を2,685万7,000円から2,232万5,000円に、22年度年割額は変更ございません。23年度年割額を1,557万5,000円から1,104万3,000円に変更するものでございます。下段の施設更新計画業務その2につきましては、公募型プロポーザルによる契約金額等が確定したことにより、継続費の期間及び総額を変更するものでございます。継続費の期間につきましては、平成23年度から平成26年度までの4カ年事業を平成23年度から平成24年度までの2カ年事業に変更し、継続費の総額につきましては4,200万円から1,165万6,000円に、23年度年割額を630万円から148万6,000円に、平成24年度年割額を1,155万円から1,017万円に、平成25年度年割額1,365万円及び平成26年度年割額1,050万円をそれぞれ皆減に変更するものでございます。

5 ページは省略させていただきます。

6、7 ページをお開きください。補正額の財源内訳でございますが、国庫支出金は140万7,000円の減、一般財源は9,529万1,000円の増で、9,388万4,000円の増とするものでございます。

8、9 ページをお開きください。1 款分担金及び負担金 1 項分担金 1 目分担金 702万3,000円の減は、施設整備に係る土壌調査及び継続事業、施設更新計画業務その2について、契約金額等が確定したことにより建設費分担金を減額するものでございます。

3 款国庫支出金 1 項国庫補助金 1 目交付金140万7,000円の減は、施設更新計画業務その2について契約金額等が確定したことにより交付金額が確定したものでございます。

4 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 1 億231万4,000円の増は、前年度決算の確定による純繰越金でございます。

10、11 ページをお開きください。2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 235万円の増は、給与条例の改正、人事異動等によるものでございます。

3 目企画費1,296万2,000円の減は、先ほど継続費補正で説明しましたように、契約金額等が確定したことによるものでございます。

12、13 ページをお開きください。4 款衛生費 1 項清掃費 1 目清掃総務費1,030万円の減は、給与条例の改正、人事異動等によるものでございます。

14、15 ページをお開きください。7 款予備費 1 項予備費 1 目予備費は 1 億 1,479万6,000円の増でございます。

16 ページ以降の18 ページまでに補正予算給与費明細書、19、20 ページに分担金の分賦内容を添付してございますので、あわせてご高覧いただければと存じます。

以上、大変雑駁な説明ですが、よろしくご審議を賜り、ご決定くださるようお願い申し上げます。

◎議長（小野たづ子君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。沖永議員。

◎（沖永明久君） 先ほどはどうぞ失礼をいたしました。改めてこの、特に継続費の補正という形で施設更新計画業務その2が確定したことによるということ

になっているんですが、これまでの委託業務に関して減額がされた分と、25年度、26年度がゼロになった、この理由についてご説明をいただきたいと思えます。

◎議長（小野たづ子君） 総務課長。

◎総務課長（芳賀順一君） まず、その2の主な内容といたしましては、ごみ処理施設建設に伴います高効率発電であるとかマテリアルリサイクル推進施設の基本計画設計でございます。また、その後必要になる各種検討委員会の立ち上げにつきましてもこの委託契約の中に入っております。減額の主な理由といたしましては、プロポーザル方式によります参加業者5社によります入札の結果、減額になってございます。

25、26年度の継続費用につきまして、減額した内容でございますが、ごみ処理施設建設につきましては、いまだ地元の合意をいただいております。その中で、25、26年度で私どものほうは機種選定のほうまで計画しておりました。合意をいただけていない中、一步踏み込んだ機種選定につきましては時期尚早ということで、今回減額をさせていただいております。以上でございます。

◎議長（小野たづ子君） 沖永議員。

◎（沖永明久君） 委託の前に委託の仕様書の写しを資料でいただいているんですけども、仕様書の中で、今おっしゃっていた熱回収施設及びマテリアルリサイクル推進施設の基本計画、さらに更新計画検討委員会の開催支援、技術委員会の開催支援、アセス審査会の開催支援、そして熱回収施設及びマテリアルリサイクル推進施設の基本設計、さらに事業者選定の支援というのが仕様書の項目で列記をして契約を結んで、この変更があったわけですね。今お聞きした部分は最終的な機種選定の部分を外したということからすると、最後の事業者選定の支援というところを外したのか。その前の項目でいいますと、施設の基本計画、基本設計、さらにいろんな委員会の開催支援、アセスの審査会の支援、これは含まれているのか、それともこれも全部外したのか、その辺をちょっと確認したいんです。

◎議長（小野たづ子君） 総務課長。

◎総務課長（芳賀順一君） 内容についてご説明をさせていただきます。業務内容といたしましては、高効率発電、ごみ施設及びマテリアルリサイクル推進施設

基本計画、基本設計。各種検討委員会等支援業務、事業者の選定業務等についてを外させていただいてございます。以上でございます。

◎議長（小野たづ子君） 沖永議員。

◎（沖永明久君） 最後ちょっと聞き取りにくかったんですけども、その部分は外したと今おっしゃったんですか。となると、この委託の仕様書、この段階では案なんですけれども、ほとんどということになっちゃうんですけども。逆に言うと、残りの業務としてその2で残っているのはどういう業務になるんですか。

◎議長（小野たづ子君） 総務課長。

◎総務課長（芳賀順一君） 事業者選定と支援業務を除かせていただいております。そのほかの基本設計、基本計画等についてはそのまま継続でやらせていただいております。以上でございます。

◎議長（小野たづ子君） 沖永議員。

◎（沖永明久君） だから私が言ったとおり、事業者選定と支援以外の部分は残して、事業者選定を削除したということですよ。それではお聞きしますが、その更新計画の検討委員会、技術委員会、これの見通しについてお聞きしたいんですが。

◎議長（小野たづ子君） 総務課長。

◎総務課長（芳賀順一君） 現在27自治体につきまして、これにつきましてはごみ処理施設を計画しているところでございますけれども、アンケート調査を行ってございます。それについてちょうど今17自治体から回答がございまして、それらの状況をよく調査、精査した上で今後の方針を立てていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

◎議長（小野たづ子君） 沖永議員。

◎（沖永明久君） 当初の基本構想で示されたものからすると、平成23年度がたしかこういった検討委員会の立ち上げになっていたと思うんですね。確かに今、地元の関係があるので、具体的な検討委員会ということにはならないと思うんですが、ただ、ここの部分に関しては、その更新計画の検討委員会、技術委員会及びアセスの審査会の支援業務に関しては業務内容に含まれていると思いますので、その辺のところに関しての見通し、やはり地元との協議の関係が出てくるん

でしょうけれども、改めて計画からいうと23年度になっているところからすると、今後の対応に関して明らかになってきた段階でお示しをいただきたいと思えますし、ここは本来であるならば、こういった選定方法、更新の計画等の具体的なところは、私としてはなるべく多くの市民を巻き込んだ形で、市民参加でその更新計画に関して策定していくべきだと思うので、これはまた、一般質問かどうか分かりませんが、後に譲りたいと思います。以上です。

◎議長（小野たづ子君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（小野たづ子君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（小野たづ子君） ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（小野たづ子君） 次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（小野たづ子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（小野たづ子君） 挙手全員であります。よって議案第10号 平成23年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決することに決しました。

本日提案された議案については全部終了いたしましたので、これをもちまして本定例会を閉会といたします。議員の皆様には大変ご苦労さまでした。

（午後5時4分 閉会）

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

平成23年12月27日

高座清掃施設組合議会議長 小 野 たづ子

高座清掃施設組合議会署名議員 安 齊 昭 雄

高座清掃施設組合議会署名議員 松 本 正 幸